２　［略］

３　法第二条第十五項の規定は、第一項第十九号の二及び第二十一号に規定する議決権について準用する。

（会社分割に係る公告事項）

**第百五条の三**　法第百七十三条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　［略］

二　保険契約を承継させる分割であって、法第百七十三条の四第二項の規定による公告をする場合　次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

［八・ニ　略］

（会社分割の認可の申請）

**第百五条の六**　保険会社等は、法第百七十三条の六第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～十八　略］

十八の二　当該会社分割により保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

十九　当該会社分割を行った後における保険会社等が子会社等を有する場合には、当該保険会社等及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

二十　［略］

二十一　当該会社分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合（第十八号に規定する場合を除く。）には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二　［略］

２　［略］

３　法第二条第十五項の規定は、第一項第十八号の二及び第二十一号に規定する議決権について準用する。

４　［略］

２　［同上］

３　法第二条第十五項の規定は、第一項第二十一号に規定する議決権について準用する。

（会社分割に係る公告事項）

**第百五条の三**　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下ロ及び第百五条の六において同じ。）及び保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

［八・ニ　同上］

（会社分割の認可の申請）

**第百五条の六**　［同上］

［一～十八　同上］

［号を加える。］

十九　当該会社分割を行った後における保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

二十　［同上］

二十一　当該会社分割により保険会社等又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

二十二　［同上］

２　［同上］

３　法第二条第十五項の規定は、第一項第二十一号に規定する議決権について準用する。

４　［同上］